

○海上保安庁告示第二百十二号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第六条第四項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十四日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

別表注2の次に次の注を加える。

注3 搭載している船舶自動識別装置の性能上、次の各号に掲げる記号を送信することが困難な場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることをもって代えることができるものとする。

- 一 「>」 「TO」を付し、その後に1文字のスペースを空けること
- 二 「===」 「000」を付し、その後に1文字のスペースを空けること
- 三 「?? ???」 「UNKNOWN」を付すること
- 四 「/」 1文字のスペースを空け、その後に「00」を付すること

附 則

この告示は、公布の日から施行する。